

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月２１日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第２８号

阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
第１条 阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則（平成１６年阿賀野市規則第９１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１１条の２関係）

入院医療の必要性の高い者以外の者		入院医療の必要性の高い者	
減額認定証の区分	助成額／食	減額認定証の区分	助成額／食
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者	２００円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期非該当）	２７０円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	１２０円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅱの者（長期該当）	２２０円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰ（老福）の者	１３０円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持者で区分Ⅰの者	１３０円
生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持	１３０円	生活療養に係る限度額適用・標準負担額減額認定証所持	１３０円

者で境界層該当者		者で境界層該当者	
----------	--	----------	--

「入院医療の必要性の高い者」とは「健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成18年9月8日厚生労働省告示第488号）及び難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者とする。

第8号様式の2中「240円」を「270円」に、「140円」を「160円」に、「110円」を「130円」に、「190円」を「220円」に、「180円」を「200円」に、「100円」を「120円」に改める。

第2条 阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式中

「

	円	円
--	---	---

」

を

「

特定親族特別控除	円	円
----------	---	---

」

に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則の規定は、令和8年6月1日から適用する。